

ソフトウェア販売契約書



第1条 (契約の当事者)

本契約の当事者は、ソフトウェア販売者：SAMPLE 殿 (甲)、

ソフトウェア開発者：システムワタナベ (乙) である。

第2条 (契約の目的)

本契約は、乙が開発したソフトウェア：□□□□□□□□ (以下、「本ソフトウェア」という)を、甲が販売することを以下の条件に従い契約するものである。

第3条 (販売条件)

乙が開発した本ソフトウェアをカスタマイズ(改造)することなく販売することとする。

甲が本ソフトウェアを販売するにあたり、所定の販売ライセンス料金を甲から乙へ支払うものとする。

第4条 (著者権の所在)

本ソフトウェアの著作権は甲に譲渡されるものではない。

本ソフトウェアの著作権は乙が保有し、本ソフトウェアを販売する権利を甲に与えるものとする。

第5条 (管理義務)

甲は本ソフトウェアが不正流出および販売先から転売されるなどの事態が起こらぬよう管理する義務を負うものとする。

また、不正流出調査等により乙が販売先の提示を申し出た場合は、甲は販売先すべての名称および住所を乙に提示する義務を負うものとする。

第6条 (販売ライセンス料金)

販売ライセンス料金は、下記表の通り定めるものとする。

ランク	販売予定件数	販売ライセンス料金
A	10件未満	ソース公開版料金 × 販売予定件数
B	10件以上50件未満	ソース公開版料金 × 10
C	50件以上	ソース公開版料金 × 50

本契約時の販売予定件数：本、ランク： 、(ソース公開版料金：¥)

販売ライセンス料金：¥ とする。

第7条 (支払)

上記販売ライセンス料金を本契約時に甲が乙指定の金融機関口座に振り込むこととする。

実際の販売件数が販売予定件数の上限を超えた場合は、甲は乙にその旨を申し出るとともに差額を支払うこととする。

実際の販売件数が販売予定件数の下限に満たない場合でも、差額の返金を行わないものとする。

第8条 (販売価格の設定)

本ソフトウェアの販売価格は甲が自由に設定できるものとする。

第9条 (契約の期間)

契約締結日より契約を開始するものとし、本契約が終了するまで有効であるものとする。

第10条 (契約の終了)

甲・乙どちらかに契約の終了の意向があれば、随時申し出ることにより契約を終了させることができるものとする。

契約終了と同時に、甲の本ソフトウェア販売権は消滅する。

